

がん専門薬剤師認定制度について
国立がんセンター東病院薬剤部・遠藤 一司

国はがん対策について、これまで種々の対策を講じてきたが、高齢化社会を迎えている我が国においては、がんによる死亡率を低下するには至っていない。そのため、国は、がん対策基本法を昨年4月に施行し、我が国のがん対策への取り組みを一層強化し、死亡率の激減を目指す姿勢を明確にした。

がん対策基本法の基本的施策として掲げられている「がん医療の均てん化の促進等」第14条として「国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。また、平成17年4月の「がん医療水準均てん化の推進に関する検討会」報告書でも、がん医療を支えるコメディカルスタッフの育成方策として、国は、がん診療拠点病院等のがん専門医療機関の薬剤師を対象とした研修コースの設置や長期間の系統的な研修により、高度な技能と知識を持つ専門薬剤師を育成することと提言している。

がん診療拠点病院等の薬剤師を対象とした研修コースとして、平成18年9月より厚生労働省の補助金により日本病院薬剤師会が実施するがん専門薬剤師研修事業がスタートした。研修期間3か月、81研修病院にて行っており、現在までの受講生は595人になっている。また、高度な技能と知識を持つ専門薬剤師を育成するコースとして、国立がんセンターは、平成18年4月より薬剤師レジデントを採用した。現在、研修期間は3年、1期の定員として中央・東病院それぞれ6名で運営しており、レジデントは、将来のがん専門薬剤師を目指して精力的にがん薬物療法や臨床研究に取り組んでいる。

日本病院薬剤師会は、平成18年3月にがん専門薬剤師29名を認定した。その後、2回の認定試験を実施し、現在116名のがん専門薬剤師が認定されている。また、平成19年12月には、3ヶ月の研修受講者などを対象にがん薬物療法認定薬剤師170名を認定した。がん薬物療法についての十分な知識と技術を用いて医療機関において質の高いがん領域の業務を実践する者として初の認定であった。一方、がん専門薬剤師は、質の高い業務を実践するとともに、他の薬剤師に対する指導的役割を果たし、研究活動等についても行うことができる能力を有する者と定義され、まず、認定薬剤師を取得し、その後、学術論文や学会発表などを行うことによってがん専門薬剤師として認定する2段階の認定制度として再構築した。がん専門薬剤師認定制度の狙いを解説する。